社会福祉法人昭和村社会福祉協議会　委員会規程

（目　的）
第１条　この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第１９条第３項に基づき、委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の種類及び業務）
第２条　委員会は次のとおりとし、本会の専門的事項について会長の諮問に応え、また事業の運営に積極的に参加するため、各号に掲げる事項を取り扱うものとする。
（１）総務地域委員会
総務地域係所管業務（善意銀行を除く）に関する事項
（２）在宅福祉委員会
在宅福祉係所管業務に関する事項
（３）ボランティアセンター運営委員会
ボランティアセンター及び善意銀行の運営に関する事項
（４）シルバー人材センター運営委員会
シルバー人材センターの運営に関する事項
（５）その他
本会の事業を運営していくなかで一時的に必要と思われる委員会

（委員及び役員）
第３条　各委員会は、若干名の委員で構成する。
２　前条第１号及び第２号の委員会の委員は、理事の中から会長が選任し委嘱をする。
３　前条第３号の委員会の委員は、ボランティア団体、福祉委員、民生委員児童委員協議会社会福祉施設、教育機関、福祉団体団体、預託者、昭和村行政機関の中から会長が選任し委嘱をする。
４　前条第４号の委員会の委員は、会員、老人クラブ連合会、社会福祉関係機関の中から会長が選任し委嘱する。
５　前条第５号の委員会の委員は、事業に合わせて必要と思われる委員を会長が選任し委嘱する。
６　各委員会に、委員の互選による委員長１名、副委員長１名を置く。

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、委嘱状に示す期間とする。

（委員会の開催）
第５条　各委員会は、必要に応じて委員会を開催する。
２　委員会は、会長並びに委員長の連名で招集する。

（その他）
第６条　この規程に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、理事会の同意を得て会長が別に定める。

附　則　この規程は、平成８年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成１４年１１月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成１７年６月１日から施行する。
附　則　この規程は、公布の日から施行し、平成１７年１０月１日から適用する。
附　則　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。